

報道関係者 各位

平成22年12月28日  
(照会先)  
リスク・コンプライアンス部 部長 寺沢 徹  
同 参事役 長見 順二  
(電話直通 5344-1112)  
経営企画部広報室  
(電話直通5344-1110)

旧厚木社会保険事務所において「年金記録に係る確認申立書」の  
不適切な取扱いを行った職員等に係る対応について

旧厚木社会保険事務所において、平成19年9月から平成21年12月までの間にお客様から提出された「年金記録にかかる確認申立書」が総務省年金記録確認第三者委員会へ送付されず、その一部については不適正な記録訂正が行われていたこと及び事案判明後の調査段階において判明した不適切な取扱い(注1・2)に関し、本日付けで別紙のとおり対応を行いましたので公表します。

(注1) 「年金記録に係る確認申立書」の不適切な取扱いについて

平成22年3月30日付け厚生労働省公表 (参考1)

(注2) 地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」の放置及び年金記録の改ざんについて 「事務処理誤り(平成22年5月分)について」

平成22年7月1日付け日本年金機構公表 (参考2)

【職員の制裁等】

1. 行為者について

- 南関東ブロック本部神奈川事務センター 一般職  
(旧厚木社会保険事務所 適用調査課長) 男 53歳

機構における制裁 停職9日 } (注3)  
(日本年金機構職員就業規則に基づく解雇)

(注3) 機構は、行為者による機構設立後の行為として判明したもの(個人情報を持ち出し等)について、「停職9日」の制裁を課すこととしました。ただし、行為者が旧社会保険庁時代に行った不適切行為は、公務員として減給相当と評価されます。したがって、機構では職員就業規則に基づいて当該職員を解雇することとし、機構としての停職は実施されません。(参考3)

2. 監督者等の制裁 (注4)

- (1)被処分者 厚木年金事務所 所長  
制裁内容 戒告  
制裁理由 報告遅延、管理監督責任
- (2)被処分者 厚木年金事務所 厚生年金適用調査課長  
制裁内容 注意  
制裁理由 報告遅延、管理監督責任
- (3)被処分者 厚木年金事務所 厚生年金適用調査課 一般職  
制裁内容 注意  
制裁理由 不適切処理

(注4) 上記監督者等については、機構設立後の期間における行為について、職員制裁規程に基づき制裁したものです。

報道関係者 各位

平成 22 年 3 月 30 日  
年金局事業管理課  
課長補佐 渡辺  
(電話番号) 03-5253-1111(内線 3644)  
(夜間) 03-3595-2810  
日本年金機構本部  
厚生年金保険部長 坂東  
適用企画指導グループ長 山上  
(電話番号) 03-6892-0765、0766

## 「年金記録に係る確認申立書」の不適切な取扱いについて

### (事案の概要)

旧厚木社会保険事務所において、平成19年9月から平成21年12月までの間にお客様から提出された「年金記録に係る確認申立書」114件が、年金記録確認第三者委員会へ送付されていなかったこと、また、その一部(40件)について、「社会保険事務所段階における記録訂正基準」に基づかない不正な記録訂正が行われていたこと、うち5件については訂正後の年金が支給されていることが判明しました。

関係者の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、送付されていないことが確認された「年金記録に係る確認申立書」を早急に第三者委員会に送付する等の対応を行うことといたします。

なお、本件の詳細は、別紙の通りです。

## 1 事案の詳細

・ 確認申立書（厚生年金）受付件数（平成19年9月～21年12月）	196件
・ 第三者委員会に送付されず不適切な取扱いがされたもの（合計）	114件
① 第三者委員会に送付されることなく放置されていたもの	74件
② 社会保険事務所段階で記録の不正な訂正を行ったもの	40件
うち、裁定が行われたもの	10件
イ 平成22年3月までに支給が行われたもの	5件
ロ 平成22年4月に支給が開始される予定のもの	2件
ハ 在職中で年金支給が停止となっているもの等	3件
*イ及びロについて、合計約434万円の増額支給となっている。	
（イについては、4月支給予定分を含む）	

## 2 行為者

旧厚木社会保険事務所 適用調査課長

（在任期間：平成19年9月～21年12月、男性、52歳）

## 3 行為期間

平成19年9月～21年12月

## 4 原因

行為者からの聴取によると、繁忙等による大幅な事務処理遅延に起因するものとしている。

## 5 今後の対応

- ① 対象となるお客様に対し、訪問によりお詫びするとともに本件の概要を説明する。
- ② 不正に訂正された記録については、お客様にご説明の上、訂正前の状態に戻す。また、既に不正な記録訂正により支給された増額分については返還をお願いする。
- ③ 早急に確認申立書を第三者委員会に送付する。

## 6 再発防止策

記録訂正については決裁権限者が課長であり、課長ひとりで処理できるものとなっており、社会保険事務所（年金事務所）内等で、記録の補正状況についてのチェック体制が十分でなかったことを踏まえ、以下の対応をとることとする。

- ① 記録訂正に係るオンライン入力についてダブルチェックを徹底
- ② 年金事務所長による進捗管理の徹底
- ③ 第三者委員会への送付に係る旧社会保険事務局の事務を引き継いだ事務センターにおける進捗管理の徹底

## 7 職員の処分等

職員の処分等については、行為期間が社会保険庁時代のことであるため、厚生労働省において調査を進めた上で厳正に対応する。

平成22年7月1日  
(照会先)  
品質管理部長 伊藤 誠一  
(電話直通 03-6892-0752)  
  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成22年5月分)について

平成22年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 英種
28	地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」の放置及び年金記録の改ざんについて	事故等	神奈川	厚木	2009年8月28日	2010年4月1日	年金確認第三者委員会からの連絡により、旧厚木社会保険事務所において、お客様から受付した確認申立書を放置した後、第三者委員会のあっせんを受けることなく、平成21年8月に脱退手当金支給済記録を不正に取消入力し、更に、お客様から提出があったとされる「年金再裁定申出書」を放置していたことが判明しました。また、上記事象の担当者とは別の担当者が、紛失したと勝手に判断した「年金再裁定申出書」を自ら作成し、必要な決裁を受けることなく、機構本部に書類を回付していたことも判明しました。 (平成22年3月30日に公表した案件の追加判明分)	当時の担当者は、業務が忙しく、申立書の処理を先延ばししたと説明していますが、確認申立書の進捗管理、処理のチェックに問題があったと考えられます。	1名	その他	調査中	お客様に対し、お詫びと事情説明を行ったうえで、直ちに申立書を回付することとしました。 改ざん記録の現状復帰作業を行いました。 平成22年4月15日に第三者委員会に送付しました。	確認申立書は受付から7日以内に事務センター経由、第三者委員会に回付することとしました。 申立書の取扱いは複数人で担当し、回付の際は所長決裁を徹底することとしました。 (平成22年3月30日に公表した事案等を受けて、特別自主点検・特別監査を行い、それも踏まえて総合再発防止策を7月中を目途にまとめることとしています)	外部
29	地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」の放置及び年金記録の改ざんについて	事故等	神奈川	厚木	2007年8月31日	2010年5月20日	整理番号28の事案を受けて、受付管理簿上、「取下げ」とされていた案件につきまして再確認を行いましたところ、お客様から「取下げしていない」との回答があり、処理を放置していたことが判明しました。 (平成22年3月30日に公表した案件の追加判明分)	当時の担当者は、業務が忙しく、申立書の処理を先延ばししたと説明していますが、確認申立書の進捗管理、処理のチェックに問題があったと考えられます。	1名	その他	調査中	お客様に対し、お詫びと事情説明を行ったうえで、再度申立書を記入頂き、直ちに申立書を送付しました。	確認申立書は受付から7日以内に事務センター経由、第三者委員会に回付することとしました。 申立書の取扱いは複数人で担当し、回付の際は所長決裁を徹底することとしました。 (平成22年3月30日に公表した事案等を受けて、特別自主点検・特別監査を行い、それも踏まえて総合再発防止策を7月中を目途にまとめることとしています)	内部

○日本年金機構職員就業規則 (抄)

(解雇事由)

第24条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。

(1)～(5)は省略

(6) 法附則第5条第2項の規定により設立委員が定める職員の採用基準に基づき労働契約を解除することとされているとき。

(7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。

○日本年金機構法 附則 (抄)

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

○日本年金機構の職員の採用の基準 (抄)

1.～5.は省略

6. 社会保険庁職員(過去に社会保険庁に在職し、機構設立前に退職した者を含む。)からの採用にあたっては、

① 懲戒処分を受けた者は採用しない。なお、採用内定後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には、内定を取り消す。また、採用後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には、機構において、労働契約を解除する。

②～③は省略